

基安安発 0601 第4号

平成 29 年 6 月 1 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

技能実習生に関する安全総点検運動に係る協力依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働災害防止対策の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、外国人労働者の労働災害の発生状況を見ると、平成 24 年から増加を続けており、平成 28 年の休業 4 日以上死傷者数は、2,211 人で、このうち技能実習生は 496 人となっています。今年に入っても、技能実習生が被災する労働災害は後を絶たず、4 月には 2 人の技能実習生が労働災害により亡くなっています。

平成 28 年に被災した技能実習生のうち約半数が就労開始後 1 年未満であり、経験期間が短いこと等による不安全行動が災害発生原因の一つと考えられるところであり、雇入れ時の安全衛生教育等の徹底が求められているところです。

毎年 6 月が「外国人労働者問題啓発月間」と定められていることも踏まえ、別添「技能実習生に関する安全総点検運動実施要綱」により、安全総点検運動を展開し、技能実習生を受け入れている事業場に対する自主点検を実施すること等により、安全意識の向上を図ることとしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本運動の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

技能実習生に関する安全総点検運動実施要綱

1 趣旨・目的

外国人労働者の労働災害は平成 24 年から増加を続けており、平成 28 年の休業 4 日以上死傷者数は、2,211 人で、このうち技能実習生は 496 人となっている。今年に入っても、技能実習生が被災する労働災害は後を絶たず、4 月には 2 人の技能実習生が労働災害により死亡している。

平成 28 年に被災した技能実習生のうち約半数が就労開始後 1 年未満で、経験期間が短いこと等による不安全行動が災害発生原因の一つと考えられ、雇入れ時の安全衛生教育等の徹底が求められている。

厚生労働省においては、技能実習制度の監理団体又は実習実施機関における自主的な安全への取組を強化することが重要であることから、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）と連携して実習実施機関に自主点検等を実施することにより、安全意識の向上を図る。

このため、技能実習生に関する安全総点検運動を実施する。

2 実施期間

平成 29 年 6 月（外国人労働者問題啓発月間及び全国安全週間準備期間に併せて実施する。）

3 重点事項

- (1) 雇入れ時の安全衛生教育の確実な実施
- (2) 作業手順の遵守等の基本的な労働災害防止対策の徹底
- (3) 労働災害防止に関する標識・掲示等
- (4) 労働災害防止のための日本語教育等

4 実施事項

(1) 技能実習生の労働災害撲滅のための要請

厚生労働省幹部職員等が、技能実習制度の監理団体又は実習実施機関の役員・職員に対して、技能実習生の労働災害防止対策の徹底等を要請する。

(2) 合同パトロール

外国人労働者問題啓発月間、全国安全週間準備期間である 6 月に、都道府県労働局と JITCO による全国一斉の合同パトロールを実施する。

(3) 安全総点検の実施等

ア 実習実施機関において労働災害防止に関する自主点検を実施する。

イ 労働基準監督署等においては、安全衛生上の問題が疑われる実習実施機関に対して個別指導等を実施する。

(4) 関係行政機関等の協力

本運動について、JITCO のみならず、国土交通省、経済産業省、法務省、農林水産省等、技能実習制度に係る行政機関、技能実習生を受け入れている業界団体等の協力を得て実施する。

技能実習生の労働災害を防止しましょう

～ 6月は外国人労働者問題啓発月間です ～

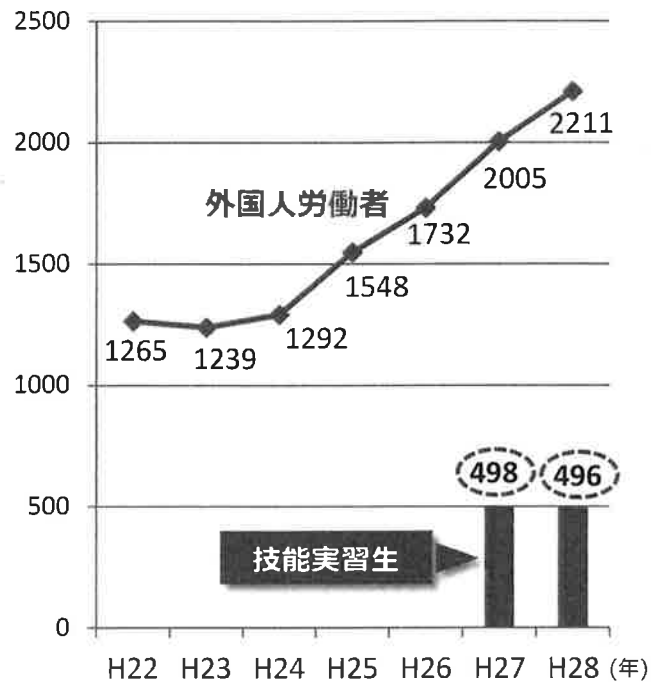
近年、外国人労働者の労働災害は増加傾向にあり、**技能実習生の労働災害は、年間約500件にも上ります。**また、死亡し又は後遺障害の残る重篤な災害も発生しています。

技能実習生が労働災害に被災しないため、また、労働災害の加害者とならないためにも、**作業手順や安全のためのルールを理解してもらうことが必要**です。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省 労働者死傷病報告

最近の主な死亡災害事例（概要と事故の種類）

1	技能実習生Aが、解体用機械のアタッチメントの上で溶接作業をしていたところ、解体用機械のブームが上昇し、梁との間に挟まれた。（H28年11月）	はさまれ、巻き込まれ
2	技能実習生Bが、鋼材をクレーンでつり上げたところ、鋼材がバランスを崩して倒れ、Bに当たった。（H29年4月）	激突され
3	技能実習生Cが、労働者Dと2人でプレス加工作業をしていたところ、Cが金型内に頭を入れていた時にDがプレスを起動させ、Cが挟まれた。（H29年4月）	はさまれ、巻き込まれ

※ 労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください

